

2011 暮らしのサポーター通信

電気通信サービスについて

ハイライト:

□今月のテーマ

電気通信サービスについて

□お知らせ

夏期の省エネ対策について

□交流コーナー

コラム

水割りの温暖化
～氷は溶ければ体積は減る～

携帯電話・PHS、インターネットなど電気通信サービスの発達によって、わたしたちの生活はとても便利になりました。その一方で利用者がトラブルに巻き込まれることも少なくありません。消費者情報センターに寄せられる相談でも電気通信サービス関係の相談件数は第1位を占めている状況が続いています。

電話やインターネットを安心して利用するために必要なのは、事前の知識です。今回は、国民生活センターや消費者情報センターなど相談機関によくある相談を基にQ&A形式でまとめてみましたので、参考にしてください。

◎ 契約に関して

- ・ Q1 契約時には、どんな点に注意が必要なのか。
- ・ A1 電気通信事業者（NTT・KDDI・ソフトバンクなど）や代理店から、サービス内容、料金その他の支払が必要になる経費、契約の解除に伴う違約金の有無などを積極的に確認するようにしてください。例えば、見た目の安さで携帯電話とパソコンとのセット契約をし、途中で契約を解約すると違約金が発生することがあります。
- ・ Q2 未成年者が携帯電話の契約をする場合の注意点は。
- ・ A2 未成年者の契約には、親権者の同意が必要です。このため、加入契約の際に、親権者の同意を得ていない契約は取消しできる場合がありますが、未成年者が成人と偽って契約した場合は取消しができない場合があります。
- ・ Q3 知人に頼まれ携帯電話を契約した。「迷惑をかけない」という約束だったが、電話会社から15万円の請求が来た。知人には連絡がつかなくなってしまったし、払えないので放っておいたら強制解約になってしまった。
- ・ A3 名義貸しのトラブルです。強制解約ということは、事業者



.....

間でのリストに載り、一定期間内は携帯電話・PHSを新規に契約することができなくなります。また、利用料金は支払わなければならない可能性が高いです。

◆ 架空請求・不当請求に関して

- ・ Q4 身に覚えのない料金請求が届いた。支払うべきか。
- ・ A4 アダルトサイトなどの業者と関わりたくないという理由で、利用料金や退会料などを払ってしまう人がいますが、一度でも支払うと業者は様々な理由をつけて、さらに料金請求をします。しつこい請求があっても絶対に支払わないでください。
- ・ Q5 一回クリックしたら、いきなり登録完了画面になってしまった。請求が心配。
- ・ A5 ワンクリック詐欺です。有料だと事前に知らせていないので、契約は成立していません。業者は利用者の個人情報を知りません。無視しましょう。
- ・ Q6 「裁判所に訴える」、「強制執行」などと言われている。どうしたらいいのか。
- ・ A6 法律的な文言を持ち出してくる場合がありますが、そうした文言に惑わされることなく、落ち着いて対処しましょう。もし、公的機関（裁判所等）からの文書などが送付された場合には、その文書などの真偽について、直ちに消費者情報センターや、最寄りの市町村の相談窓口にご相談しましょう。
- ・ Q7 何度もメールの請求が届く。防ぐ方法はあるのか。
- ・ A7 契約しているプロバイダーや携帯電話会社の迷惑メール対策サービスを利用して迷惑メールをブロックしましょう。設定の方法については、各電気通信事業者にご確認ください。
- ・ Q8 パソコンに請求画面が表示されつづけている。消すことはできるのか。
- ・ A8 パソコンに請求画面が表示されて消えないのは、請求画面を表示させるプログラム（コンピューターウイルス）に感染しているためです。パソコンメーカーやプロバイダーに削除方法を確認してください。また、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページにも方法が出ていますし、操作方法などがわからない場合は電話による相談窓口（03-5978-7509）〔平日 10時～12時 13時30分～17時〕で聞くことができます。

★ フィッシング詐欺に関して

- ・ Q9 クレジットカード会社から「あなたのカードの有効期限がせまっています。以下のページにアクセスしてご確認ください」というメールが来たので、記載されているリンクページに、カード番号や暗証番号を打ち込んだ。数日後、使用した覚えのない買い物の明細が送られてきた。騙されたのか。

- ・ A 9 銀行やカード会社などのメールを装い、消費者に偽ホームページにアクセスさせカード番号やID、パスワードなどを入力させて不正に個人情報を盗むフィッシング詐欺という犯罪です。対応策としては、「メールに記載されているリンクを安易にクリックせず、検索サイトなどで調べて、正式なホームページかどうか確認しましょう。」また、「メールの送信者名が有名企業だったとしても、それだけで信用するのは危険です。特にクレジットカード番号など大切な情報を打ち込む必要がある場合は慎重にお願いします。」

■ 違法・有害情報等に関して

- ・ Q 1 0 インターネットの掲示板に、私のことを誹謗中傷する書き込みがされている。この書き込みを削除することはできないか。
- ・ A 1 0 電子掲示板の管理者に情報の削除を求めてください。プロバイダにも同様に削除を求めることができます。また、これらの人達が削除に応じない場合は、裁判所に個人情報を削除するように命じる判決を求めることになります。
- ・ Q 1 1 携帯電話やパソコンに楽曲をインターネットでダウンロードするときに何に気をつければいいのか。
- ・ A 1 1 平成22年1月の改正著作権法の施行により違法なサイトと知りながら楽曲をダウンロードすることは私的利用目的でも違法になりました。ダウンロードするときは、歌手やレコード会社の許可をもらっているサイトかどうか確認しましょう。
- ・ Q 1 2 高校生の娘に変なメールが来た。同じ内容のメールを他人に送らないと不幸になるという内容だ。どうすればいいか。
- ・ A 1 2 不幸の手紙のインターネット版で、チェンメールといわれています。典型的なパターンは「〇日以内に10人に同じメールを送れ」というものです。ほとんどのものはいたずら目的ですが、法律に触れる金銭が絡んだメールもありますので注意が必要です。チェンメールを受け取った場合には、そこでストップするようにしてください。他人に転送するのはやめましょう。

● セキュリティーに関して

- ・ Q 1 3 パソコンの場合のセキュリティーはどんなことに気をつけたらいいのか。
- ・ A 1 3 基本的には、次の3事項に気をつけておいてください。
 - ①ウイルス対策ソフトは常に最新のものをインストールしておきましょう。
 - ②OS（オペレーティングシステム）は頻繁に更新しましょう。
 - ③IDとパスワードの管理は徹底しましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.w1.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

水割りの温暖化～氷は溶ければ体積は減る～

ガラスコップに氷をいっぱい詰められるだけ詰める。それからウィスキーをコップにいっぱい、そうそう、阿波弁では「まけまけ」、入れる。氷は水面からいくばくか上に出ているだろう。時間とともに氷は溶けるが、水はもれない。小学校の理科の学習だ。

温暖化で北極や南極の氷が溶けて、どこかの国の海面が上昇している。温暖化の影響だと言う。局所的な小学校での実験ではみられないことも地球規模では別なことが起こるらしい。温暖化は、ある果実ができなかった地方にも作付けできるようになった。

局所的な知識が対極的にはどのようなになるかは、凡人には難しい。だが、時折皮肉交じりに見たり、考えたりすることも大切だ。

くらしのサポーター 三原茂雄

夏期の省エネルギー対策について

～6月から9月は夏期の省エネキャンペーン～

6月から9月までの期間はエネルギー消費が増加する季節です。冷房中の室温を適切に調整する等の省エネルギー対策を実践しましょう。

- ・冷房効果を高めるため、フィルターの掃除、ブラインドの活用、扇風機の使用等工夫してください。
- ・不必要時のこまめな消灯に努めてください。
- ・電力消費機器を購入するときは、省エネルギー性能の高い機器を選択してください。
- ・できる限り鉄道、バスなどの公共交通機関を利用し、近距離移動は徒歩や自転車で移動してください。



くらしのサポーター担当者より

梅雨は、まだ明けていませんが、天気の日の日差しは本当に強く感じます。熱中症はこういった時に多くなるそうですので、皆様どうぞお気をつけいただき、ご自愛ください。

さて、今年度の徳島県消費者問題県民大会ですが、8月21日（日）に徳島市内で予定しております。内容等につきましては、別途連絡させていただきますので、サポーターの皆様のご参加がいただけますようお願い申し上げます。